つ く ば 市 立 ノ バ ホ ー ル 指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和4年(2022年)10月13日 つくば市指定管理者候補者選定検討会議 (事務局:つくば市政策イノベーション部企画経営課) 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議(以下「検討会議」という。資料1参照)を開催し、条例第4条第2項の規定による非公募で条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託 先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者 のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービス の向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成15年に指定管理者制度が創設 された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市立ノバホール
- (2) 所在地 資料2「つくば市立ノバホール施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料2「つくば市立ノバホール施設概要」参照
- (4) 設置年 資料2「つくば市立ノバホール施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市立ノバホール条例(昭和62年つくば市条例第33号)
- (6) 施設の概要等 資料2「つくば市立ノバホール施設概要」参照

3 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	税理士	髙谷 豊	外部委員
3	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
4	市民委員	太﨑 駿	

5	つくばで第九運営委員会委員長	野尻 潤一郎	
6	市民委員	松永太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市民部長(施設所管部長)	大久保 克己	庁内委員
8	市民部長(施設所管部長) 政策イノベーション部次長	大久保 克己 大越 勝之	庁内委員

5 選定までの経過

令和4年8月1日(月)~令和4年8月10日(水) 申請書類受付 令和4年8月12日(金)~令和4年9月28日(水)

第一次審査(市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査)

令和4年9月29日(木) 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催 令和4年10月13日(木) 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催 第二次審査(実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等)

6 申請者の名称及び所在地 (受付順)

【申請者1】 名 称:公益財団法人つくば文化振興財団

所在地:茨城県つくば市竹園一丁目 10 番地 1

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	62,711 千円	62,711 千円
令和6年度	62,711 千円	62,711 千円
令和7年度	62,711 千円	62,711 千円
令和8年度	62,711 千円	62,711 千円
令和9年度	62,711 千円	62,711 千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査(書類審査/市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課)

申請要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査(プレゼンテーション/検討会議)
 - ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
 - ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準(資料3参照) に基づき、採点表(資料4参照)を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者1】

名 称:公益財団法人つくば文化振興財団

所在地:茨城県つくば市竹園一丁目 10 番地 1

代表者:理事長 飯野 哲雄

設 立:平成3年3月25日

資本金: 5億9760万円(基本財産)

事業内容:文化芸術の振興に資する公演、展覧会等の企画、実施及び調査研

究。市民の文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業。つくば

市から受託する文化・スポーツ施設の管理運営等。

主な実績:つくば市立ノバホール指定管理業務

つくばカピオ指定管理業務

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2に基づき、申請者1を候補者として選定した。

○つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日 告示第345号

改正 平成19年3月28日告示第135号 平成21年5月26日告示第245号 平成23年3月31日告示第164号 平成27年3月31日告示第383号 平成29年3月31日告示第422号 平成30年4月23日告示第506号

平成20年8月1日告示第438号 平成22年3月30日告示第146号 平成25年5月24日告示第401号 平成27年9月2日告示第1086号 平成29年6月28日告示第778号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。)第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議 (以下「検討会議」という。)を設置する。

(平20告示438·一部改正)

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設(以下「指定 予定施設」という。)に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を 市長に報告する。

(平20告示438・全改)

(組織)

- 第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。
- 2 検討会議は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
- (3) 政策イノベーション部を担当する副市長(以下「副市長」という。)、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の 指定管理者の指定を行う日までとする。

(平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正)

(会議等)

- 第4条 検討会議に座長を置く。
- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数 以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ る。
 - (1) つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)第5条各号の不開示 情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでない。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正) (委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員 としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401·一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示

422 • 一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則(平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年告示第383号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第1086号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第422号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第778号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年告示第506号)

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市立ノバホール 施設概要

- (1) 名称
 - つくば市立ノバホール
- (2) 所在地

茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1

(3) 施設の設置目的

地域の芸術文化の振興と住民福祉の増進を図り、もって文化水準の向上に寄与する。

(4) 設置日

昭和58年6月1日

(5) 施設根拠(条例名)

つくば市立ノバホール条例(昭和62年つくば市条例第33号)

- (6) 施設の概要等
 - ① 敷地面積

10,641.55㎡ (つくばセンタービル敷地面積)

② 施設

ア 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

イ 施設概要

(I) 大ホール

1 階席 679 席、2 階席 222 席、バルコニー席 99 席(車椅子席 4 席含む。) 舞台(幅 18.9m、奥行 11.6m、高さ 12.3m)

- ・ホワイエ
- クローク
- •練 習 室 1室
- 楽 屋 4 室
- ・シャワー室 1室
- ·映 写 室 1室
- ·調 光 室 1室
- ・音響調整室 1室
- (Ⅱ) 小ホール(数値は改修後の予定)
 - 客席 115 席
 - ・ステージ (幅 11.4m (最大幅 13.6m)、奥行 3.4m、高さ 0.39m)
 - バックステージ
 - ピアノ庫
 - ・倉庫
 - ・楽屋 3室
- ウ 延床面積 大ホール 5,850.35 ㎡ (専有部分面積) 小ホール 359.965 ㎡ (専有部分面積)

- ③ 設備
 - 空調設備、消防設備、エレベーター、自家用電気設備、自動ドア、照明設備
- ④ その他
 - ノバホールには、駐車場はありません。
- (7) 改修工事について

指定管理期間中の令和5年度に工事期間6か月程度、小ホールの改修工事を予定しています。

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議(以下「検討会議」という。)における指定管理者候補者(以下「候補者」という。)及び候補者の次に候補者としての資格を有する者(以下「次点候補者」という。)の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

- 第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別 紙1の採点表を用いるものとする。
- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目 については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に 応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

- 第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、 検討会議に報告するものとする。
- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、 検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

- 第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。
- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次 点候補者として選定しない。

(選定方法)

- 第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施 し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。
- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。
 - (1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半 数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議によ り選定するものとする。
 - (2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。
 - ア 指定管理料提示額の最も低い者
 - イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者
 - ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
 - エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理 運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる 方法とする。
 - (1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。
 - (2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

- ア 指定管理料提示額の最も低い者
- イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者
- ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者
- エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理 運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者 附 則
- この基準は、平成28年8月9日から施行する。
- この基準は、平成29年2月3日から施行する。
- この基準は、令和4年7月1日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

	審査項目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針	様式第2号		
'	※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	13.16312.7		
_	安全・安心面からの対応	14 1 6 6 a D		
2	WHITEHOUSE HARDONIAN ELDING CO.	様式第2号		
	※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか 施設管理の実施			
3		様式第2号		
	施設の運営(1)	様式第2号、		
	※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか	様式第3号(1)(2)(3)		
	※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	積算内訳		
	施設の運営(2)	+ * - * - *		
	※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	13.12 (3)12 - 3 (-)(1)		
4	施設の運営(3)	+* - <u>+</u> * ** ~ □		
	※地域や他施設との連携等が考慮されているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※平等な利用の確保が図られているか	13.12 0312 = 3 (=)(1)		
	施設の運営(4)	146 - 15 febr		
	※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか			
5	個人情報の保護	様式第2号		
ິວ	※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	探		
6	緊急時の対応	様式第2号		
Ľ	※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	13,20,312 - 3		
7		様式第2号		
	※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか			
8	環境への配慮	様式第2号、 様式第3号(1)(2)		
	※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への 配慮が十分なされているか	積算内訳		
	管理運営に関する収支予算			
a	※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか	様式第3号(1)		
٦	※収支計画に無理はないか	積算内訳		
	※合理的な経営により経費の縮減が図られているか			
	経営状況等	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収		
10	※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	プス・事 未 報 古 音 、 収 支 決 算 書 、 納 税		
	団体の事業内容による管理運営の妥当性	様式第4号、定款等		
11	※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか	惊式第4号、足款等 活動状況、事業報告		
	※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	書		
12	職員の労働環境等	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認		
12	※労働関係法令が遵守されているか	が、万側環境確認 シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力)			
	※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
	合 計 点 数			(基準点)
	適・ 否			

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要	要										
	名称										
佐乳畑田	所在地										
施設概要	関係条例等										
	設置目的										
指定管理者	名称										
拍灰官垤有	所在地										
指定管理業績	务の内容										
指定期	間			Т		Т					
総合評価(年	度評価)	和暦 (西暦	年度 年度)								
	-										

管理運営実績データ

施設名			
	目標·計画等	実績	原因·指示·勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況(利用者の満足度、苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

(1)管理状況

		評点
項目	視点	ᅲᄴ
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されている か。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇 等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策·事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	

【評価の理由】

(2)運営状況

		評点
項目	視点	птж
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策 が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するため の取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の 推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献して いるか。	

【評価の理由】

2 評価結果

(3)収支状況 項目 視点 ①管理運営経費の節減 管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。 ②事業収支 収支計画は、計画どおり達成されたか。 【評価の理由】	評点
①管理運営経費の節減 管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	計从
②事業収支 収支計画は、計画どおり達成されたか。	
【評価の理由】	

【総合評価】

	【総合評価】			
合言	計評点		評価ランク	
【総評】	※評価を	踏まえ、翌年度の指導	算方針や、指定管理者制度の導	1入目的が達成されているかを記載する。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3:目標や計画を上回る成果があったもの
- 2:目標や計画どおりの成果があったもの
- 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- O:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの
- ※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A:総合的に評価した結果、優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が39~48点)
- B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (O点の項目が無く、合計点が30~38点)
- C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18~29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加点
- A:3点加点
- B:0点
- C:3点減点
- D:5点減点
- ※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

つくば市立ノバホール 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

	審査項目	指定申請書の様式	配点	財団	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5		3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5		3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5		3
	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5		3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
4	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5		3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5		3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5		3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への 配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5		3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5		3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5		3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5		3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5		3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5		3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	_		_
	合 計 点 数		80		(基準点) 48
	適・ 否				

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市立ノバホール

所管課

市民部文化芸術課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
(公財)つくば文化	つくばカピオ	指定管理	平成18年4月~	無
振興財団	つくば市立ノバホール	指定管理	平成18年4月~	無

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	市民部文化芸術課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日(4年間)

1 施設の概要

1 施設の概要	要					
	名称	つくば市立ノバホー	-ル			
施設概要	所在地	つくば市吾妻一丁目	目10番地1			
他設概安	関係条例等	つくば市立ノバホー	-ル条例			
	設置目的	地域の芸術文化の	振興と住民福祉の	増進図り、もって文 [,]	化水準の向上に寄-	与するため。
指定管理者	名称	公益財団法人つくに	ば文化振興財団			
拍比官垤旬	所在地	つくば市竹園1丁目	10番地1			
指定管理業績		指(1) (2) (3) (4) (5) (4) (4) (7) (2) (2) (3) (4) (5) (4) (7) (6) (7) (8) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	務 が受 業員が作成 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの る業 を関 のの のの のの の。 のの の。 の。 の。 の。 の。	と水準の向上を目指す	すための業務	
指定期	間	平成30年(2018年)4	月1日から令和5年	(2023年) 3月31日ま	で(5年間)	
総合評価(年	(度評価)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	, Д П	А	Α	Α	В	

施設名 つくば市立ノバホール

施設名	つくば市立ノバホール		
	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
	ノバホールは、国内でも有	【平成30年度】	令和元年度以降は、新型コ
	数の優れた音響効果を持つ		ロナウイルス感染症拡大防
		•利用日数 :242日	
	ホールとして、市民サービス	•利用可能日数:288日	止対策のため、つくば市か
	の向上を図りながら効率的	•利用率 :84%	らの指示により施設の臨時
	な運用を行い、これまでの	•利用人数:97,837人	休館などを行ったほか、利
	稼働率を維持していく。	〇小ホール	用者の判断による利用控え
	また、小ホールの利用促進	•利用日数 :193日	や予約のキャンセルがあ
		•利用可能日数:297日	
	を図る。	•利用率 :65%	り、平常時より利用率は低
	目標値(利用率)としては、	•利用人数 :16,526人	迷したが、令和3年度から
	大ホール80%以上、小ホー	【令和元年度】	は「大声なし」のイベントで
	ル60%以上を維持する。	Oホール	は100%の収容率に戻り、少
	2, 22, 23, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20	•利用日数 :222日	しずつ利用者が増えてき
		•利用可能日数:279日	た。
		•利用率 :80%	
		•利用人数 :88,181人	また、令和3年度にはキャッ
		〇小ホール	シュレス決済の導入等感染
		•利用日数 :183日	症拡大防止対策を行ったこ
		•利用可能日数:301日	とで、令和2年度を上回る結
		•利用率 :61%	
		•利用人数 :14,007人	果となった。
		【令和2年度】	
		〇ホール	
		・利用日数:76日	
利用者数		· 臨時休館 : 68日	
稼働率等		・利用可能日数:224日	
		•利用率 :34%	
		•利用人数 :10,444人	
		〇小ホール	
		・利用日数 : 74日	
		- 初用口数74口 - 臨時休館 : 68日	
		·利用可能日数:243日	
		·利用可能百数:243日 ·利用率 :30%	
		・利用人数 : 2,582人	
		【令和3年度】	
		〇ホール 151日	
		•利用日数 :151日	
		- 臨時休館 : 39日	
		・利用可能日数:268日	
		•利用率 :56%	
		·利用人数 : 35,936人	
		〇小ホール	
		•利用日数 :114日	
		·臨時休館 :39日	
		·利用可能日数:296日	
		•利用率 :39%	
		・利用人数 : 6,452人	
	佐乳の柱状の田紹士派よう	(1120年 東宋建)	例左の日ごなに白き声響し
	施設の特性の理解を深める		例年2月ごろに自主事業と
	体験型企画や、小ホールの		して「バックステージツアー」
	利用促進を図るため、ピアノ	おとぎの国の音楽界~メロ	や、「ピアノの試奏会」を
	の無料開放を企画する。	ディパフェ&MOEMI お話	行っていたが、令和元年度
		&コンサート	以降は新型コロナウイルス
		〇ピアノおためし会	感染症の拡大により中止と
			なっている。
		〔R元年度実績〕	
		新型コロナウイルスの影響	
自主事業		により中止	
(講座・セミナー等)			
		(D0在中中4)	
		〔R2年度実績〕	
		新型コロナウイルスの影響	
		により中止	
1			
		「R3年度宝績〕	
		〔R3年度実績〕	
		新型コロナウイルスの影響	
		新型コロナウイルスの影響	

利用者の立場にたった施設 [[H30年度利用者アンケート] 運営を行う。また、利用者へ のアンケートを実施し、利用│・管理状況 者の意見や要望をもとに、 職員研修等を行い、今後の サービス改善につなげてい・利用しやすさ **く**。 職員の対応 回答数 210件 •管理状況 利用しやすさ ・職員の対応 アンケートの実施状況 (利用者の満足度、

回答数 174件

「満足」94%「普通」6%

「満足」91%「普通」8%

「満足」96%「普通」3% 「不満」0% 「無回答」1%

〔R元年度利用者アンケート〕

「満足」95%「普通」4% 「不満」0% 「無回答」1%

「満足」92%「普通」6% 「不満」0% 「無回答」1%

「満足」96%「普通」3% 「不満」0% 「無回答」1%

〔R2年度利用者アンケート〕 回答数 87件

•管理状況 「満足」97.6%「普通」1.2% 「不満」0% 「無回答」1.2%

利用しやすさ 「満足」97.7%「普通」0% 「不満」0% 「無回答」2.3%

・職員の対応 「満足」97.7%「普通」0% 「不満」0% 「無回答」2.3%

〔R3年度利用者アンケート〕 回答数 132件

•管理状況 「満足」97.7%「普通」1.5% 「不満」0% 「無回答」0.8%

利用しやすさ 「満足」95.5%「普通」3.8% 「不満」0% 「無回答」0.7%

・職員の対応 「満足」98.4%「普通」0.8% 「不満」0% 「無回答」0.8%

全体を通して、アンケートの 結果、利用者の満足度は全 体的に高いと評価できる。 特に令和2、3年度は「管理 「不満」0% 「無回答」0% 状況」「利用のしやすさ」「職 員の対応」とも95%以上が 「満足」と回答しており、適 「不満」0% 「無回答」1% 切な管理運営が行われてい ることがうかがえる。

苦情等)

〔H30年度計画〕

・収入(合計:84,697,000円) 指定管理料 50,300,000円 利用料収入 32,900,000円 その他 1,497,000円 ・支出(合計:84,697,000円) 人件費 29,789,000円 その他経費 54,908,000円

[R元年度計画]

・収入(合計:86,219,000円) 指定管理料 50,301,000円 利用料収入 34,416,000円 その他 1,502,000円 ・支出(合計:86,219,000円) 人件費 27,155,000円 その他経費 59,064,000円

〔R2年度計画〕

・収入(合計:88,404,000円) 指定管理料 51,400,000円 利用料収入 35,500,000円 その他 1,504,000円 ・支出(合計:88,404,000円) 人件費 29,420,000円 その他経費 58,984,000円

[R3年度計画]

・収入(合計:95,841,000円) 指定管理料 58,869,000円 利用料収入 35,451,000円 その他 1,521,000円 ・支出(合計:95,841,000円) 人件費 27,470,000円 その他経費 68,371,000円

〔H30年度決算〕

- 収入(合計:86,669,592円) 指定管理料 50,300,000円 利用料収入 35,245,606円 その他 1,123,986円 - 支出(合計:87,413,686円) 人件費 26,535,422円 その他経費 60,878,264円

〇差引収益 -744,094円

〔R元年度決算〕

- 収入(合計:85,105,199円) 指定管理料 50,900,000円 利用料収入 33,107,873円 その他 1,097,326円 - 支出(合計:84,497,589円) 人件費 28,088,354円 その他経費 56,409,235円

〇差引収益 607,610円

〔R2年度決算〕

・収入(合計:66,280,125円) 指定管理料 51,400,000円 利用料収入 7,801,069円 補償金 4,658,178円 その他 2,420,878円 ・支出(合計:76,511,907円) 人件費 26,602,458円 その他経費 49,909,449円

〇差引収益 △10,231,782 円

[R3年度決算]

- 収入(合計:92,948,899円) 指定管理料 58,869,000円 利用料収入 21,338,968円 補償金 3,002,899円 その他 9,738,032円 - 支出(合計:94,075,442円) 人件費 25,785,404円 その他経費 68,290,038円

〇差引収益 △1,126,543円

【利用料金の減免状況】

- ·平成30年度 日数 27日 金額 3,072,060円
- · 令和元年度 日数 24日 金額 3,143,730円
- 令和2年度 日数 5日 金額 387,700円
- 令和3年度 日数 2日 金額 476,460円

令和元年度以降は新型コロナウイルスの影響により、つくば市の指示で臨時休館の期間があった。令和3年度は、臨時休館期間以外では令和2年度よりも利用率が少しずつ増えてきたが、計画よりも利用料収入が少なくなっている。

収支状況

2 評価結果

評 価 項 目

(1)管理状況

•		評点
項目	視点	计从
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されている か。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇 等研修、法令、情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策·事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	3

【評価の理由】

①施設の維持管理については、仕様書に基づく管理のほか必要に応じた清掃、警備、保守点検、環境配慮等も法基準に則した保守管理を実施している。また、手指消毒液やアクリル板の設置、非接触型体温計の貸出し、キャッシュレス決済の導入等の新型コロナウイルス感染症対策を行っている。

⑦危機管理体制については、警察と定期的に利用者状況を共有し、巡回の強化をお願いする等、連携を 図っている。

(2)運営状況

		評点
項目	視点	шим
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策 が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	2
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するため の取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の 推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献して いるか。	2

【評価の理由】

⑥利用者アンケートでは、「職員の対応」で「満足」という回答が4年間平均で全体の95%以上となった。

2 評価結果

	評(西項目	
(3)収支状況			評点
	項目	視点	ᅲᄴ
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	1

【評価の理由】

②令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症対策のため施設の臨時休館を行ったほか、臨時休館期間以外も利用者の利用控えや予約のキャンセルが多かったため、利用料収入は計画よりも少なく、全体の収支はマイナスとなった。

【総合評価】

合計評点 37 評価ランク B

【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。

(公財)つくば文化振興財団は、平成18年度からノバホールの指定管理を行っており、平成30年度から5期目に入っている。指定管理期間中は、着実に稼働率を向上させ、利用者からのアンケートでも高い評価を得るなど、指定管理者として十分な能力を有している。

収支状況についても、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため臨時休館や利用控えの影響があり収入は減少したが、これまでの実績を考慮すると安定しており、指定管理者による経営努力が認められ、評価に値する。また、何らかの問題が発生した場合でも、ノバホールの職員から速やかに担当課への報告が行われており、状況に応じて、迅速かつ適切な対応ができていることも評価できる。

今後も、高い満足度を維持しつつ、利用者の立場に立った管理運営を心がけるよう指導していく。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3:目標や計画を上回る成果があったもの
- 2:目標や計画どおりの成果があったもの
- 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- O:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの
- ※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A:総合的に評価した結果、優れていると認められる (O点の項目が無く、合計点が39~48点)
- B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (O点の項目が無く、合計点が30~38点)
- C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18~29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加点
- A:3点加点
- B:0点
- C:3点減点
- D:5点減点